

全建労発第 39号
平成22年8月18日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会長 浅沼健一
(公印省略)

公共事業労務費調査（平成22年10月調査）の実施について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび国土交通省総合政策局建設市場整備課長より、別添のとおり平成22年度の公共事業労務費調査実施に対する協力依頼がありました。

同調査につきましては、

- ① 資格審査の厳格化
- ② 9月の賃金支払い実態の調査追加（大工、左官、造園工等）
- ③ 請負契約による労働者（いわゆる一人親方）に関する説明資料の追加
- ④ 破棄の恐れのある標本を提出した事業主への通知
- ⑤ 資格取得状況や職種兼務状況、不稼働状況等の補足調査の実施
- ⑥ 調査対象外の労働者

・老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金）の受給に伴い、時給、日給又は月給を減額し、日当たり賃金を調整している労働者

・見習・手元等の労働者

の改善点等の重要事項が別添に示されております。

つきましては、貴協会傘下会員に対し、別添の重要事項及び「公共事業労務費調査における有効回答の向上対策について（協力依頼）」にご留意いただき、標記調査の適正な実施についてご協力いただきますよう周知方お願い申し上げます。

なお、8月5日に開催された平成22年度公共事業労務費調査に関する説明会資料を添付致します。

以 上



国総建整118-2号
平成22年8月4日

(社)全国建設業協会会長 殿

(公共事業労務費調査連絡協議会事務局)
国土交通省総合政策局建設市場整備課長



公共事業労務費調査（平成22年10月調査）の実施について

農林水産省及び国土交通省が実施する公共事業労務費調査につきましては、毎回御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は、年度当初から適用する公共工事設計労務単価を決定するために毎年10月に実施しており、従来より関係各位のご協力のもと厳正に実施しているところであります。

今年度においても標記調査を下記のとおり実施いたしますので、貴職におかれましても、調査の精度、透明性を更に高められるよう、下記の事項についてご理解とご協力をいただきますとともに、貴団体の各会員に対しても周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 平成22年10月調査における改善点等の重要事項

今回の調査における改善点等の重要事項は、以下のとおりとなります。

(1) 資格審査の厳格化

技能労働者の技能水準を的確に評価するため、免許等の資格保有が義務付けられている「電工」、「運転手（特殊）」、「運転手（一般）」、「潜水土」及び「交通誘導員A」については、引き続き、免許証等の写しの提示を受けることとします。

(2) 9月の賃金支払い実態の調査

従来の10月の調査に加え、下記38職種の労働者については、標本数を特に確保する必要があると認められることから、10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事せず、9月の調査対象期間中に調査対象工事に従事している場合も、本調査の対象とし、当該9月分の賃金支払い実態を調査することとします。

造園工、法面工、石工、ブロック工、鉄骨工、塗装工、溶接工、潜かん工、潜かん世話役、さく岩工、トンネル特殊工、トンネル作業員、トンネル世話役、橋りょう特殊工、橋りょう塗装工、橋りょう世話役、高級船員、普通船員、潜水土、潜水連絡員、潜水送気員、山林砂防工、軌道工、大工、左官、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工、保温工、建築ブロック工、設備機械工

(3) 請負契約による労働者（いわゆる一人親方）に関する説明資料

請負契約による労働者の実態を調査するため、労働者の賃金と経費の分離を確認するための資料等について「公共事業労務費調査の手引き」に説明を記載します。

(4) 棄却のおそれがある標本を提出した事業主への通知

棄却標本の改善に向け、棄却のおそれがある標本を提出した事業主に対し、書類

等の不備状況等の主な棄却理由を通知します。

(5) 補足調査の実施

各種分析を実施するため、以下の補足調査を実施します。

- ①資格取得状況
- ②職種の兼務状況
- ③就業地域の状況
- ④職階の状況
- ⑤発注機関別の工事の就労状況
- ⑥基準外手当（割増賃金等）の額
- ⑦不稼働の状況（月給制の労働者の場合のみ）

(6) 調査対象外の労働者

見習・手元等の労働者については、従来どおり、原則として調査対象外となります。また、本年度調査より、老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金）の受給に伴い、時給、日給又は月給を減額し、日当たり賃金を調整している労働者についても同様に、調査対象外とします。このため、調査対象企業においては、個々の労働者の技能、年金等の受給状況及び受給に伴う賃金の調整方法等について十分に確認する必要があります。

なお、上記の老齢厚生年金等の受給に伴い、労働時間数又は労働日数を減らすことで賃金月額を調整し、日当たり賃金を調整していない労働者については、従来どおり調査対象になることに留意願います。

(7) 有効回答の向上対策等

調査の手引き、調査票様式及び賃金台帳や就業規則等の整備のための参考資料は、国土交通省の労務費調査のホームページから入手することもできます。

2. 説明会及び会場調査の実施等

(1) 調査精度の確保のため、調査対象企業の方々に、調査の趣旨・内容を正しく理解していただくとともに、以下の点に留意願います。

- ・調査の対象となった工事の元請企業は、調査対象となる下請企業への早期連絡をお願いいたします。
- ・会場調査に先立ち行われる説明会には、下請企業についても出席していただくようお願いいたします。また、元請企業は下請企業への連絡・指導をお願いいたします。
- ・説明会までに、元請企業は下請企業に対して調査の手引きの配布又はインターネットを通じた入手方法の周知をお願いいたします。予め、調査の手引きにて調査内容を確認の上、説明会に出席していただくようお願いいたします。
- ・個人情報保護法が施行されていますので、適切な対応をお願いいたします。（説明会において、個人情報保護法の対応について参考情報の提供をさせていただきます。）

(2) 会場調査においては、調査結果が正確に実態を反映したものとなるよう、調査対象者個々の作業内容及び調査票記入金額の根拠（賃金の決定方法等）についてヒアリングさせていただきますので、調査員に対して正確に実態を伝えていただくようご協力をお願いいたします。

(参考)

過去、国会において、虚偽の賃金台帳作成の指示等について指摘がなされ、事実関係

を調査の上、こうした不誠実な行為を行った業者に対し、行政指導（勧告）、処分（指名停止）を実施したことがあります。

別添

事務連絡
平成22年8月4日

関係各位

国土交通省総合政策局建設市場整備課

公共事業労務費調査における有効回答の向上対策について(協力依頼)

貴団体におかれましては、公共事業労務費調査についてご協力を頂き、御礼申し上げます。

公共事業労務費調査では建設労働者の賃金を確認するため、労働基準法で調製が義務付けられている賃金台帳や就業規則等を必要な資料として参照しています。

これに関し、近年の労務費調査においてはかなりの調査データが棄却されており、その改善が求められているところですが、その棄却理由は所定労働時間に問題があるというものが最も多く、次いで賃金台帳等の必要な書類の未整備により調査内容が確認できないためとなっています。すなわち、建設労働者を雇用する会社において、依然として週40時間等の法定労働時間についての理解不足で就業規則が過去の法定労働時間のままであるケースや、賃金台帳や就業規則等が未整備といったケースがかなり見られ、これらの会社の調査データは集計対象に含めることができません。

今般、これらの問題を解決するため、次のような方策を講じる必要があると考えており、関係する団体や企業等への周知につき、特段のご協力をお願いします。

(周知対象となる者)

労務費調査の対象となる可能性のある会社や個人

(周知内容)

関係各位が実施している説明会等において、添付資料に基づき、賃金台帳や就業規則等の様式や作成例を提供していただく。(公共事業労務費調査地方連絡協議会による労務費調査の対象となった企業に対する説明会等でも配付予定)

(期待される周知の効果)

調査対象者において、賃金台帳等が未整備であれば早急な整備を促す。
また、法定労働時間についても現行法令に適合しているかの確認を促すとともに、就業規則等の適切な作成を促す。

資料

労務費調査の実施にあたって（必要書類の確認のお願い）

このたびは、公共事業労務費調査（以下、労務費調査という）にご協力いただきましてありがとうございます。

労務費調査は、翌年度の公共工事の積算に使用される労務単価（建設労働者の1日8時間当たりに行う作業の単価）を決定するために毎年行われているもので、公共工事の予定価格に直接影響する非常に重要な調査です。

さて、労務費調査においては、賃金台帳や就業規則等を記載事項の確認資料として持参していただいておりますが、この確認に必要な書類が整っていないことにより、毎年相当な数の調査データが最終結果に反映されずに終わっており、その改善をすべく働きかけを行っているところです。

これら賃金台帳や就業規則は、労働基準法により報告・調製が義務付けられているものですので、以下の書類が整備されているかも一度確認してください。

- ☐ 賃金台帳
- ☐ 就業規則（常用10人以上の会社。それ以外の会社は雇用契約書。週40時間制に対応したもの。）

1. 賃金台帳

労働基準法第108条では、使用者は各事業場ごとに賃金台帳を調製しなくてはならないことになっています。また、記載事項についても、同条及び労働基準法施行規則54条によって以下のとおり定められています。

1.	賃金計算の基礎となる事項	6.	
2.	賃金の額	7.	
3.	氏名	8.	
4.	性別	9.	
5.	賃金計算期間	10.	 (詳細別紙)

詳しくは、別紙「賃金台帳について」を参照してください。

2. 就業規則等

常時10人以上の労働者を使用している使用者は、就業規則を作成し、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者の意見書を添えて、所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません（労働基準法第89条、90条）。

また、上記にあてはまらない場合でも、使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならないとなっており、特に賃金等に関する事項については労働者に対してこれらの事項が明らかとなる書面の交付により明示しなければならないとなっています（労働基準法第15条、労働基準法施行規則第5条）。

※ なお、法に違反して賃金台帳や就業規則が調製されていない場合や、適切に記入されていない場合は、30万円以下の罰金に科せられることがあります。

詳しくは、別紙の「就業規則について」または「労働条件通知書について」を参照してください。

賃金台帳について

1. 作成義務

使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製しなければなりません。

2. 賃金台帳への必要記入事項

- 1) 賃金計算の基礎となる事項
- 2) 賃金の額
- 3) 氏名
- 4) 性別
- 5) 賃金計算期間（日々雇い入れられる者（1箇月を超えて引続き使用される者を除く。）については記入を要しない。）
- 6) 労働日数
- 7) 労働時間数
- 8) 延長時間数、休日労働時間数、深夜労働時間数
- 9) 基本給、手当、その他の賃金の種類毎にその額
- 10) 賃金の一部を控除した場合には、その額

（参考：労働基準法抄）

第一百八条 使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

（参考：労働基準法施行規則抄）

第五十四条 使用者は、法第108条の規定によって、次に掲げる事項を労働者各人別に賃金台帳に記入しなければならない。

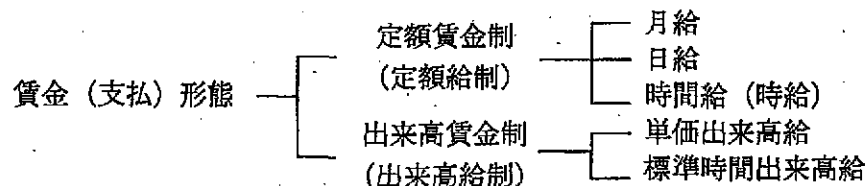
- 1 氏名
- 2 性別
- 3 賃金計算期間
- 4 労働日数
- 5 労働時間数
- 6 …、その延長時間数、休日労働時間数及び深夜労働時間数
- 7 基本給、手当その他賃金の種類毎にその額
- 8 …賃金の一部を控除した場合には、その額

第五十五条 法第108条の規定による賃金台帳は、常時使用される労働者（1箇月を超えて引続き使用される日々雇い入れられる者を含む。）については様式第20号、日々雇い入れられる者（1箇月を超えて引続き使用される者を除く。）については様式第21号によって、これを調製しなければならない。

3. 賃金台帳作成のポイント

1) 賃金の支払形態

賃金支払形態に応じて賃金台帳へ記入する賃金の計算方法が異なりますので、注意してください。



2) 労働時間

賃金台帳は就業規則に準じて記述するようにしてください。

※ 就業規則については、5ページの「就業規則について」を参照してください。

※ 定額賃金制及び出来高賃金制について、次ページで簡単な説明（「建設現場の賃金管理の手引 平成14年版」(社)全国建設業協会 より抜粋）をしていますので参照してください。

なお、上記手引には、各賃金（支払）形態に応じた賃金計算例や賃金台帳の記入方法が詳しく記述されていますので参照してください。また、この手引には、団体（グループ）出来高給や変形労働時間制に対応した賃金計算例も掲載されています。

4. 賃金台帳の様式

賃金台帳の様式は、労働基準法施行規則によって規定されています。厚生労働省で監修をしている下記文献にそのまま書類として使用できる様式がありますので、ご利用ください。

（参考文献）

「コピーで使える様式集＜労働基準法＞」

厚生労働省労働基準監督局監督課 監修、三信図書㈱ 発行所

※様式については、9ページの「賃金台帳及び就業規則の様式等について」を参照してください。

定額賃金制と出来高給制について

1. 定額賃金制

定額給制は、労働者の提供する労働の質および量をあらかじめ測定して、その労働者に対する時間当たり単価を決定し、あとは一定時間に一定の労働が提供されることを前提にして、一定の労働時間に対して賃金を計算する方式です。

これに属する形態には、月給制、日給制、時間給（時給）制の3形態があります。

（中略）

2. 出来高給制

（1）出来高給制の種類

出来高給制は、出来高の基準を生産量に求めるか、生産に要する時間におくかによって、単価出来高給制と標準時間出来高給制に区分され（中略）、簡単に説明すると次のとおりです。

- イ) 単 価 出 来 高 給 制：単位生産量当たりの単価に生産高を乗じたものが賃金収入となるようにする賃金支払形態である。すなわち、出来高に正比例して労働者の賃金所得は増加する。単純出来高給制とも呼ばれる。
- ロ) 標準時間出来高給制：賃金支払形態の一つで単価出来高給制に対するもので、一定生産量に対する標準時間を定め、実際の作業時間に対応して計算する。

（2）出来高給制の問題点

出来高給制は、数量測定可能な作業に適合し、建設業では能率向上のための賃金支払方法としてかなり多くの職種で採用されています。しかし、いくつかの問題点も指摘されています。すなわち、一般に工事請負と混同され、雇用に基づく賃金の支払形態であるという認識が薄れ、労働時間管理も正しく行われず、後日、管理の不備に伴う種々のトラブルが発生することとなります。したがって、出来高給制の場合は、単位生産量当たりの単価を労働者の能力に応じてきちんと決めることは当然のこととして、雇用契約を締結し、生活保障給としての基本給も定額給として定めておくことが必要です。（この際に決める基本給は後に述べる団体（グループ）出来高給の配分係数ともなり、大切なことです）（後略）

就業規則について

5. 作成義務

事業場で働く労働者の数が「常時10人以上」である場合は、就業規則を作成し、所管の労働基準監督署長に届け出なければなりません。

(参考：労働基準法抄)

第八十九条 常時十人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。

6. 記載事項

(1) 絶対的必要記載事項

～必ず記載しなければならない事項。

- 1) 労働時間、休憩時間関係
- 2) 賃金関係
- 3) 退職関係（解雇の事由を含む。）

(2) 相対的必要記載事項

～事業場で定めをする場合は必ず記載しなければならない事項

- 1) 退職手当関係
- 2) 臨時の賃金等（退職手当を除く。）及び最低賃金額に関する事項
- 3) 労働者への負担費関係
- 4) 安全及び衛生に関する事項
- 5) 職業訓練に関する事項
- 6) 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
- 7) 表彰及び制裁の種類及び程度に関する事項
- 8) その他

当該事業場の労働者のすべてに適用される定めに関する事項

(3) 任意的記載事項

～事業場に定めがある場合でも、就業規則に記載するかしないかは任意である事項

- 1) 服務規律・誠実勤務・守秘義務等に関する事項
- 2) 指揮命令や人事異動に関する事項
- 3) 施設の管理に関する事項
- 4) 事業場の秩序維持に関する事項

7. 就業規則整備のポイント

(1) 就業規則を所管官庁（労働基準監督署）に届け出ていますか。

(2) 法定労働時間（1日8時間、1週間40時間）が守られていますか。

1. 変形労働時間制を採用している場合には、特定された日や週については
所定労働時間が1日8時間、1週間40時間を超えることができます。

8. 就業規則の作成の参考例について

5. 参考文献の3)『建設業 労務安全必携』に下記の就業形態に対応した就業規則例が掲載されています。

- 1) <就業規則例の全体版>完全週休2日制の就業規則例
- 2) <参考例1>4直3交替制による4週間の変形労働時間制の就業規則例
- 3) <参考例2>各日の所定労働時間が同じ場合の1年単位の変形労働時間制就業規則例
※2)、3)の参考例1、2は1)の対応部分を差し替えることにより、それぞれの就業形態に対応した就業規則を作成することができます。

なお、前出の文献には、所管官庁（労働基準監督署）に届け出をする際に必要な就業規則（変更）届も掲載されていますので参照してください。

9. 参考文献

○厚生労働省労働基準局監督課により編著または監修された文献。

1)『改訂版 2005 就業規則作成の方法と実務』

厚生労働省労働基準局監督課 編著、(社)全国労働基準関係団体連合会 発行

2)『新訂3版 わかりやすい就業規則の作り方』

厚生労働省労働基準局監督課 監修、(社)日本労務研究会 編者・発行

○建設労務安全研究会により編集、(社)全国建設業協会より発行された文献

3)『建設業 労務安全必携』平成20年版

※ 様式については、9ページの「賃金台帳及び就業規則の様式等について」を参照してください。

労働条件通知書について

10. 明示義務

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金や労働時間などを明示しなければなりません。

注) なお、書面で明示すべき労働条件については、当該労働者に適用する部分を明確にした就業規則を労働契約の締結の際に交付することとしても差し支えありません。

(参考：労働基準法抄)

第十五条 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。

11. 明示しなければならない労働条件

(1) 書面の交付による明示事項

- 1) 労働契約の期間
- 2) 就業の場所・従事する業務
- 3) 始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交代制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項
- 4) 賃金の決定、計算・支払いの方法、賃金の締切り・支払いの時期に関する事項
- 5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(2) 口頭の明示でもよい事項

- 1) 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算・支払いの方法、支払いの時期に関する事項
- 2) 臨時に支払われる賃金、賞与などに関する事項
- 3) 労働者に負担させる食費、作業用品その他に関する事項
- 4) 安全・衛生に関する事項
- 5) 職業訓練に関する事項
- 6) 災害補償、業務外の傷病扶助に関する事項
- 7) 表彰、制裁に関する事項
- 8) 休職に関する事項

(参考：労働基準法施行規則抄)

第五条 使用者が法第15条第1項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件は、次に掲げるものとする。ただし、第4号の2から第11号までに掲げる事項については、使用者がこれらに関する定めをしない場合においてはこの限りではない。

- 1 労働契約の期間に関する事項
- 1の2 就業の場所及び従事すべき業務に係る事項
- 2 始業及び就業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
- 3 賃金（退職手当及び第5号に規定する賃金を除く。以下この号において同じ。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項

4 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

（以下略）

- 2 法第15条第1項後段の厚生労働省令で定める事項は、前項第1号から第4号までに掲げる事項（昇給に関する事項を除く。）とする。
- 3 法第15条第1項後段の厚生労働省令で定める方法は、労働者に対する前項に規定する事項が明らかとなる書面の交付とする。

4) 様式について

労働条件通知書の様式は、厚生労働省のHPからダウンロードできますので、そちらをご利用ください。

※様式については、9ページの「賃金台帳及び就業規則の様式等について」を参照してください。

賃金台帳及び就業規則の様式等について

代表的な様式については、厚生労働省、各都道府県労働局のホームページからも入手できます。

- 厚生労働省 HP 労働基準法関係主要様式
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/index.html>
- 千葉労働局 HP 各種様式ダウンロード
<http://www.chiba-roudoukyoku.go.jp/download/index.html>
- 富山労働局 HP 労働基準法関係様式
<http://www.toyamaroudoukyoku.org/download/index.html>

など

その他、以下の書籍にも参考例があります。

○賃金台帳（様式第20号）

- 「建設現場の賃金管理の手引」
（社）全国建設業協会（tel:03-3551-9396）編集・発行
～賃金計算例や賃金台帳の記入方法が掲載されています。
- 「コピーで使える様式集＜労働基準法＞」
厚生労働省労働基準局監督課 監修、三信図書館 発行
～そのまま書類として使える様式集です。

○就業規則

- 「建設業 労務安全必携」平成20年版
建設労務安全研究会（tel:03-3551-5277）編集、（社）全国建設業協会 発行
～建設事業場を想定したモデル就業規則などが掲載されています。
- 「改訂版 2005 就業規則作成の方法と実務」
厚生労働省労働基準局監督課 編著、（社）全国労働基準関係団体連合会 発行
～就業規則作成のポイント及びモデル就業規則などが掲載されています。
- 「新訂3版 わかりやすい就業規則の作り方」
厚生労働省労働基準局監督課 監修、（社）日本労務研究会 編者・発行所
～就業規則の章立てごとに詳しく解説されています。

平成22年度公共事業労務費調査に関する説明会

平成22年8月5日(木) 13:30~15:00(1回目)

16:00~17:30(2回目)

国土交通省10階 総合政策局会議室

【議 事】

1. 挨拶

2. 議事

- | | |
|----------------------------------|-----|
| 1) 公共工事設計労務単価・公共事業労務費調査について | 資料1 |
| 2) 平成22年度公共事業労務費調査の概要について | 資料2 |
| 3) 専門工事業団体による会員団体への労務費調査の周知事例の紹介 | 資料3 |
| 4) 質疑応答等 | |

3. 閉会

公共工事設計労務単価について

資料1

公共工事設計労務単価の概要

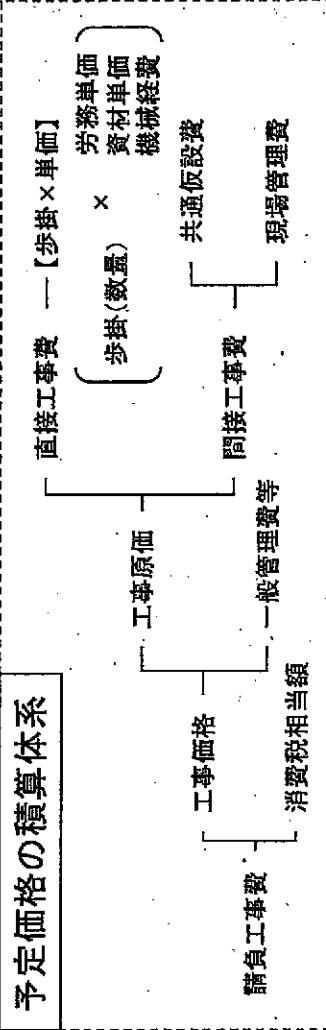
○性格:公共工事の予定価格の積算用単価

○法令:予算決算及び会計令第80条第2項
「予定価格は、……取引の実例価格、……等を考
慮して適正に定めなければならない。」

○設定:毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約20万人)の賃金支払い実態を調査し、
取引の実例価格として設定。

○利用者:国、地方公共団体、独法等が予定価格の積算に利用。

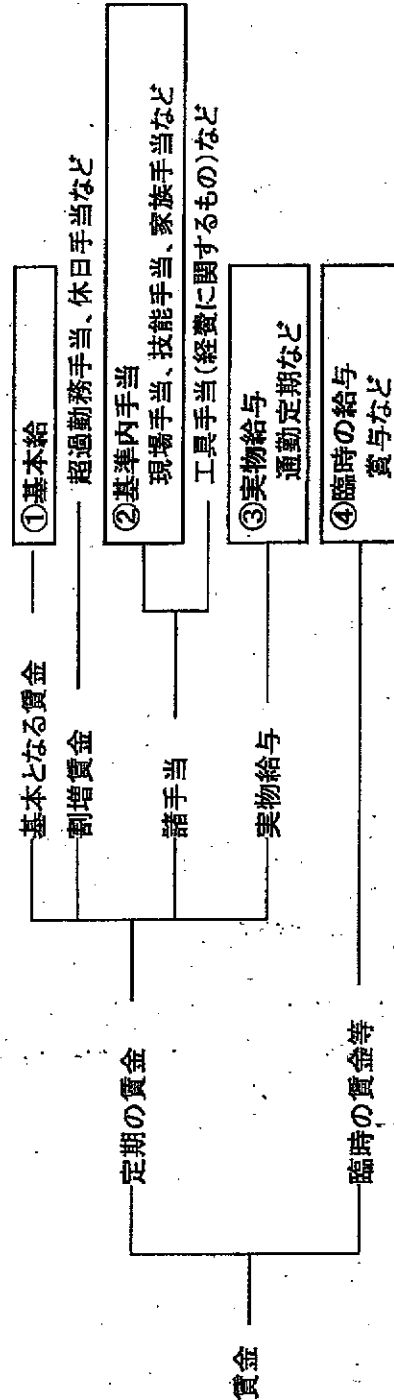
※公共工事設計労務単価は、下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない旨を公表、周知。



公共工事設計労務単価の構成

○ 予定価格は、1日8時間労働(時間外・休日労働なし)を前提として、施工に必要な職種の労務単価、数量を積算。

○ このため、労務単価は、支払い賃金から超過勤務手当等を除いた上で、1日8時間労働に相当する額に換算し、設定。(次の①～④)



公共工事設計労務単価の調査、決定の流れ (H22年度単価の例)

調査対象工事の選定 (H21年8月)



受注者及び下請会社において
調査票の記入 (H21年10月)



調査票の審査 (H21年11月)



集計 (H21年12月～H22年3月)



公共工事設計労務単価の決定・公表 (H22
年3月)



工事費積算に使用 (H22年4月)

{ ○国、都道府県、政令市等の発注者が調査対象工事を選定
※ 調査対象工事事件数: 約14千件 }

{ ○工事現場の労働者のうち、積算に使用する51職種の
10月の賃金を調査
※ 調査対象者数: 約20万人
※ 現場代理人等の技術者、経理事務員等は対象外 }

{ ○発注者が調査会場を設置、審査(地整本局、県庁、土木事務所等)
○調査会場において受注者、下請会社が調査票を提出
・賃金台帳、就業規則、振込明細等との照合・確認
・法定労働時間の遵守に疑義がある標本、賃金台帳・就業規則が不備の標
本等(約8万)を棄却。
※有効標本数: 約12万人 }

{ ○発注者が国土交通省に審査後の調査データを提出
○国土交通省において集計
○所定労働時間内8時間当たり賃金への換算 }

{ ○都道府県別・51職種別単価の決定 }

【参考資料】平成22年度公共工事設計労務単価について(主要12職種)

(円/1日8時間当たり、対前年度比(%))

	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	とび工	鉄筋工	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	型わく工	大工	左官	交通誘導員 A	交通誘導員 B
北海道	13,100 0.0%	10,800 -1.8%	8,900 0.0%	13,500 -2.2%	13,200 1.5%	13,200 -2.9%	11,100 -0.9%	13,100 -1.5%	13,500 -2.9%	14,300 -2.7%	8,200 1.2%	7,200 -1.4%
宮城県	14,800 -3.3%	11,300 -2.6%	8,900 -2.2%	13,400 -2.9%	15,900 -3.0%	16,100 -2.4%	14,400 -2.7%	17,100 -3.4%	14,900 -3.2%	15,600 -3.1%	8,100 1.3%	7,300 1.4%
東京都	17,200 1.8%	13,900 0.7%	11,100 1.8%	17,500 1.2%	17,800 -2.2%	17,200 -0.6%	14,400 -2.7%	17,000 -3.4%	19,000 -2.6%	18,100 -3.2%	9,600 1.1%	8,800 1.1%
新潟県	14,900 0.7%	12,500 -0.8%	10,700 0.0%	14,000 -1.4%	15,500 1.3%	14,800 1.4%	13,400 1.5%	14,400 1.4%	15,000 -3.2%	14,600 0.7%	8,400 1.2%	7,800 1.3%
愛知県	17,200 0.6%	13,700 -0.7%	11,200 -2.6%	17,500 1.2%	16,200 -3.0%	17,100 0.0%	15,200 -3.2%	17,600 -3.3%	17,100 -3.4%	15,900 0.0%	9,300 1.1%	8,500 0.0%
大阪府	16,800 1.2%	13,500 0.7%	10,600 1.0%	17,900 -0.6%	16,600 0.0%	17,000 -2.3%	14,800 1.4%	17,000 -3.4%	16,200 -3.0%	15,600 -3.1%	8,300 1.2%	7,300 -2.7%
広島県	15,300 -3.2%	12,900 -3.0%	10,200 2.0%	15,200 -2.6%	15,500 -3.1%	14,900 -3.2%	13,300 -2.9%	15,000 -0.7%	15,500 -3.1%	14,500 0.0%	9,300 1.1%	8,400 1.2%
香川県	15,000 -3.2%	12,700 -3.1%	9,900 1.0%	14,500 -2.7%	14,500 -2.7%	14,800 -3.3%	13,000 -3.0%	14,200 -2.7%	15,500 -1.9%	15,000 -1.3%	8,500 1.2%	7,700 -2.5%
福岡県	15,400 -3.1%	12,300 -0.8%	9,300 -2.1%	14,600 -3.3%	14,500 -3.3%	14,400 -2.7%	12,500 -1.6%	14,500 -3.3%	14,900 -0.7%	14,700 1.4%	8,000 1.3%	7,300 -1.4%
沖縄県	16,300 -2.4%	12,300 -0.8%	9,200 1.1%	17,200 -3.4%	15,000 -2.0%	18,500 -2.6%	16,300 -2.4%	15,700 -3.1%	16,100 -3.0%	15,200 -1.3%	7,500 0.0%	6,700 0.0%
参考値 (全国単純平均)	15,426 -1.6%	12,636 -1.3%	9,904 -0.8%	15,526 -1.6%	15,511 -1.6%	15,702 -1.9%	13,934 -2.3%	15,662 -2.3%	15,915 -2.5%	15,445 -1.8%	8,474 0.2%	7,694 -0.5%

参考値(全51職種全国単純平均)

16,479円(前年度比△1.5%)

※公共工事設計労務単価は、職種別、都道府県別に設定するものであるが、参考として平均値を算出。

○単価が上昇した区分

○単価が変わらなかった区分(新規設定区分含む)

○単価が低下した区分

638 (27%)

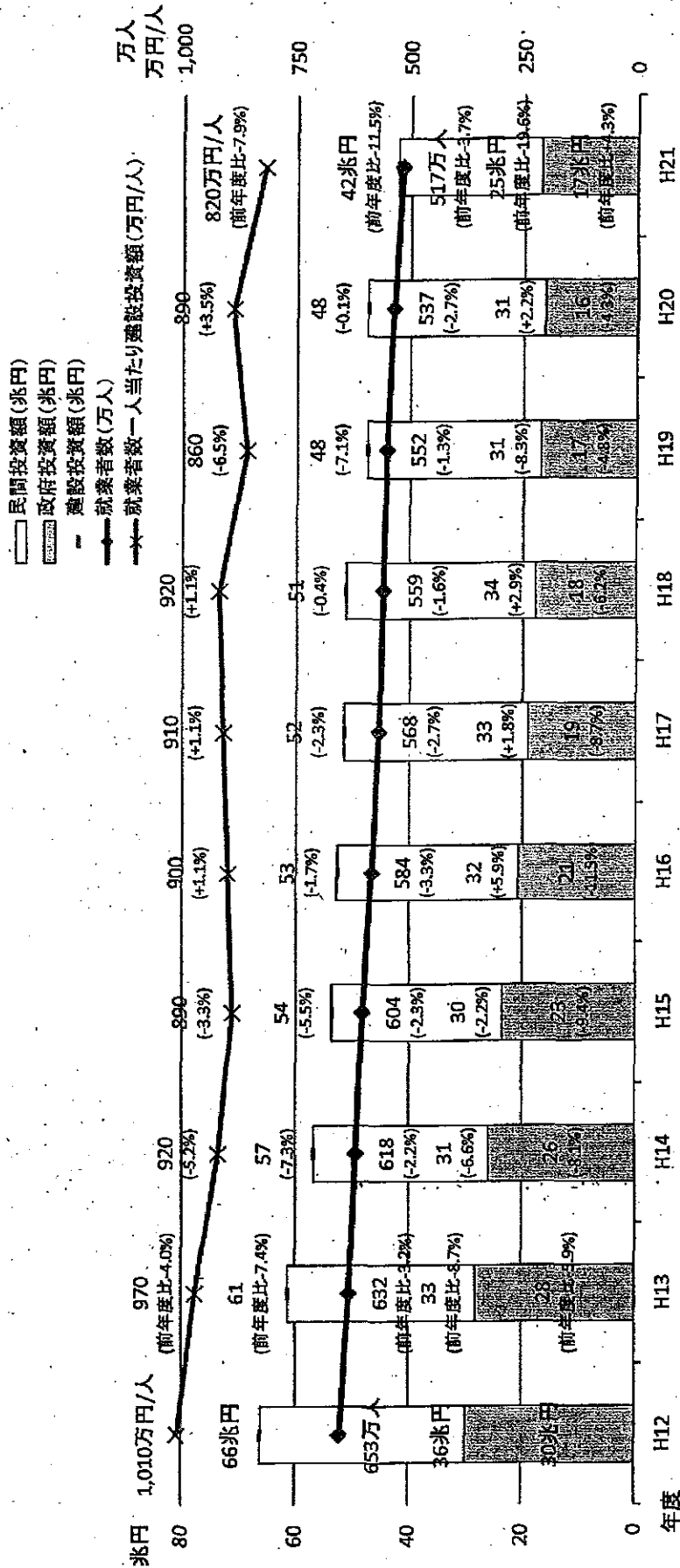
86 (4%)

1,600 (69%)

2,324 (100%)

建設投資及び就業者数の推移

	H12	→	H21
○ 建設投資額	66兆円		42兆円(△36%)
○ 就業者数	653万人		517万人(△21%)
○ 就業者一人当たり建設投資額	1,010万円/人		820万円/人(△19%)



出所:国土交通省「建設投資見通し」、厚生労働省「労働力調査」
 注1:投資額については平成19年度まで実績、20、21年度は見込み
 注2:就業者数は年平均
 注3:各係数については四捨五入して表示している。

公共工事設計労務単価に係る主な指摘について

指摘事項① 賃金水準について

＜平成22年3月19日参議院国土交通委員会 前原国交大臣答弁(抜粋)＞

○近年、建設投資額が公共・民間を通じて減少する一方で、建設労働者数や企業数の減少の割合が小さいことから、賃金実態を調査して決定している公共工事設計労務単価が低下傾向。

○厳しい経済状況のもとでダンピングにより、企業の利益率が低下。結果として、労働者の賃金にしわ寄せが発生していると認識。

○どのように賃金を上げていくのか、適正な賃金にしていけるのかということで、2つのことを考え実施。

1. 実効性の高いダンピング防止策を行い、低価格入札を止め、適正価格で仕事をしてもらうことが大事。それが、労務単価が不当に安いものになっていくことに歯止めをかけられるのではないかな。
2. 建設労働者の約9割が下請企業で働いていることから、下請へのしわ寄せを防止するため、書面契約の促進、取締り、指導監督の強化、新たな下請け代金保全策の導入の検討、下請見積りを踏まえた入札方式の試行、これを4月から実施。下請にしわ寄せが行かないようにする中で、適正な労務単価の維持に取り組ませていただきたい。

指摘事項② 公共事業労務費調査の改善について

＜平成21年度公共事業労務費調査に係る取り組み＞

1. 相当程度の技能のチェックの徹底(20,21年度調査)

- ①免許等の資格保有が義務づけられる5職種
- ②その他の職種

審査時に免許証等の写しを確認

審査時にヒアリングを徹底



2. 年金受給者等の賃金調整の確認等(21年度調査)

- 高年齢雇用継続給付、在職老齢年金の受給のため日当たり賃金を調整している労働者の標本

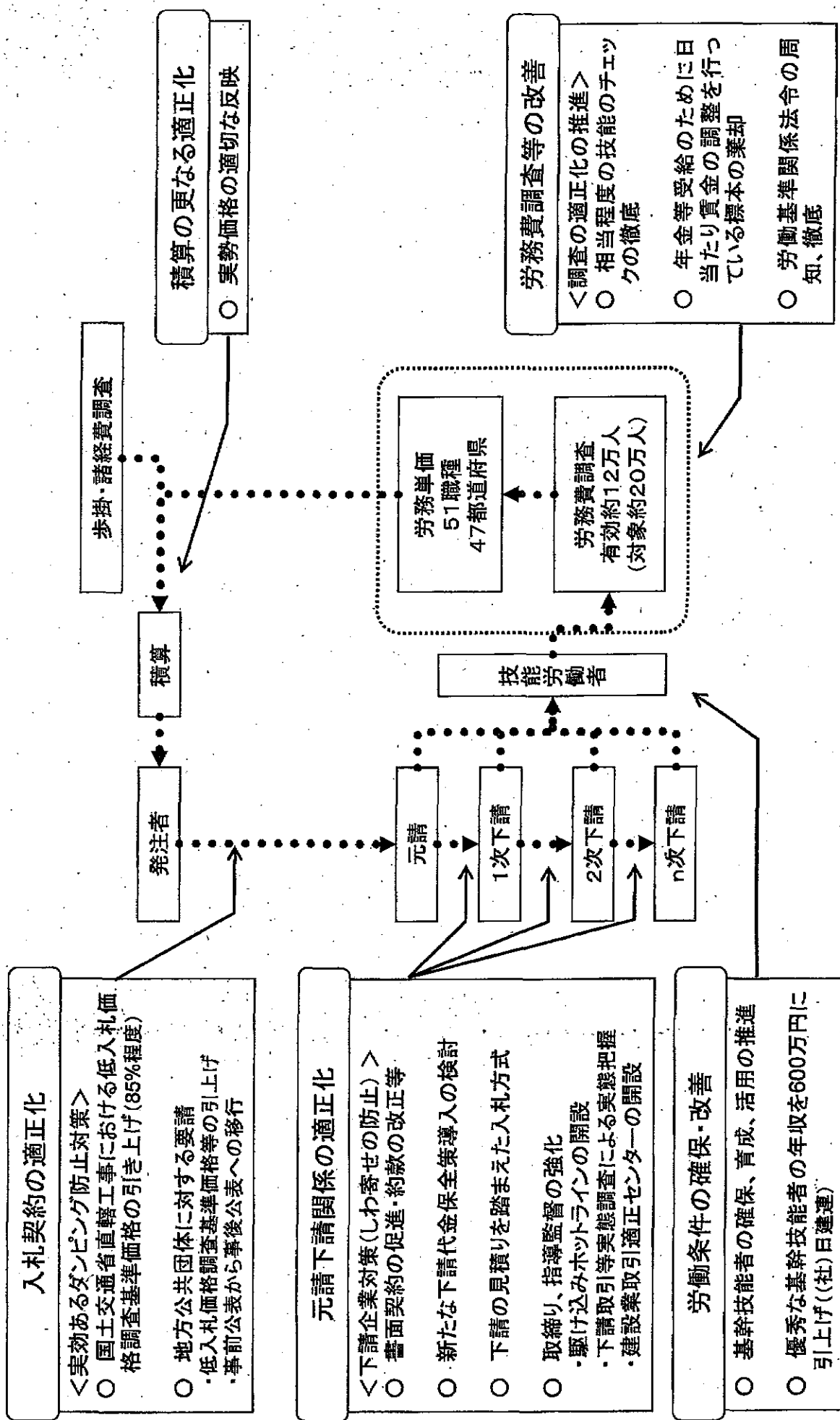


受給状況を確認の上、棄却

3. 棄却率の改善(21年度調査)

- 厚生労働省から受注者、下請会社に対して労働基準関係法令の基本事項を周知

公共工事設計労務単価に係る総合的な取り組み



平成22年度公共事業労務費調査に係る留意点

1. 標本の適切な分類

公共事業労務費調査では、一部の職種を除き、「相当程度の技能」等を有する建設労働者を調査対象としていますので、調査対象となった元請及び下請企業は、個々の労働者の技能等を十分に確認し、職種の分類を行ってください。

【参考】技能、免許等が必要と定義されている職種

(1) 「相当程度の技能」が必要と定義されている職種

特殊作業員、造園工、法面工、とび工、石工、ブロック工、電気、鉄筋工、鉄骨工、塗装工、溶接工、運転手（特殊）、潜かん工、さく岩工、トンネル特殊工、橋りょう特殊工、橋りょう塗装工、山林砂防工、軌道工、型わく工、大工、左官、配管工、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工、保温工、建築ブロック工、設備機械工

(2) 「相当程度の技術」が必要と定義されている職種

潜かん世話役、トンネル世話役、橋りょう世話役、土木一般世話役

(3) 「免許等」が必要と定義されている職種

電気、運転手（特殊）、運転手（一般）、潜水土、交通誘導員A

(4) 「普通の技能」が必要と定義されている職種

普通作業員、トンネル作業員

2. 調査対象外の労働者の周知

- 見習・手元等の労働者については、従来どおり、原則として調査対象外になります。
- 平成21年度調査において、見習・手元等の労働者が、「相当程度の技能」を必要とする職種に含まれる例がみられたため、調査対象となった元請及び下請企業は、個々の労働者の技能を十分に確認し、適切に分類、判断を行ってください。
- 老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金）の受給に伴い、時給、日給又は月給を減額し、日当たり賃金を調整している労働者については、本年度調査より、調査対象外とします。
- 調査対象となった元請及び下請企業は、年金等の受給状況及び受給に伴う賃金の調整方法等を十分に確認し、調査対象労働者か否か判断してください。

【参考・注意点】

- (1) 見習・手元等の労働者については、各職種の作業の補助的業務を主に実施した場合には、技能の程度、作業内容に応じて「普通作業員」「軽作業員」「トンネル作業員」に分類してください。
- (2) 老齢厚生年金等の受給に伴い、労働時間数又は労働日数を減らすことで賃金月額を調整し、日当たり賃金を調整していない労働者については、従来どおり調査対象になります。

3. 9月の賃金支払い実態の調査

標本確保のため、10月に調査対象工事に従事せず、9月に従事している38職種の労働者についても、今年度から調査の対象となり、9月分の賃金支払い実態を調査しますので、調査のご協力をお願いします。

【参考】9月の調査の対象となる38職種

造園工、法面工、石工、ブロック工、鉄骨工、塗装工、溶接工、潜かん工、潜かん世話役、さく岩工、トンネル特殊工、トンネル作業員、トンネル世話役、橋りょう特殊工、橋りょう塗装工、橋りょう世話役、高級船員、普通船員、潜水土、潜水連絡員、潜水送気員、山林砂防工、軌道工、大工、左官、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工、保温工、建築ブロック工、設備機械工

表 調査対象期間と調査対象労働者の関係

調査対象工事に従事した期間の別	調査対象労働者	調査対象月
	51職種に該当する労働者 51職種に該当する労働者 38職種に該当する労働者	10月 ※従来から実施 10月 ※従来から実施 9月 ※今年度から実施

4. 棄却率の改善

平成21年度調査において、約4割の標本が棄却されているため、調査対象となった元請及び下請企業は、次の書類を審査において提示できるよう整理してください。

① 所定労働時間が法定の週40時間以内であることを確認できる書類

・・・就業規則（又は雇用契約書、雇入通知書、労働条件通知書）及び賃金台帳

② 賃金支払いが確認できる書類

・・・銀行の振込領収書又は労働者の受領印等が確認できる書類等

③ 従事した作業内容、就労の実態等が確認できる書類

・・・作業日報及び出勤簿等

【参考】主な棄却理由（平成21年度労務費調査結果）

- ・ 所定労働時間が法定の週40時間以内であることを確認ができない・・・約47千標本(23%)
- ・ 調査票への記入事項の根拠となる資料（就業規則、賃金台帳等）がない・・・約23千標本(12%)

「公共事業労務費調査」の 重要性を知っていますか



「公共事業労務費調査」の重要性を知っていますか

公共事業労務費調査は、公共事業発注の際に工事費の積算に使用する「公共工事設計労務単価」の設定の基礎となる調査です。

この公共工事設計労務単価は、国、都道府県等の公共事業は勿論のこと民間工事の工事費にとっても大きな影響を受けます。

設備工事の調査物件は、限られており提出する調査票の一件一件が次年度の工事費の積算に反映される重要な重みを持ちます。

労務費調査の対象工事となった事業者は、調査工事種目の位置づけを十分理解し、調査票の内容に記載漏れのないように適正に対応することが肝要です。

公共事業労務費調査は、調査月に調査対象となった公共事業に従事した建設労働者の賃金について、労働基準法に基づく「賃金台帳」から調査票へ転記することにより賃金の支払い実態を調査するものです。

調査票は、事業者の賃金担当の方が記入するのが一般的です。

このパンフレットは、今まで私たちが実際に調査票の記入を行ってきたなかで、疑問に思っていることを、記入する立場に立ってわかりやすく、まとめてみました。

これらは、基本的なことがらだけを中心にまとめたガイドランスですので、調査票の記入に際しては、公共事業労務費調査連絡協議会の「公共事業労務費調査の手引き」をご覧ください。



公共事業労務費調査フロー

調査対象工事の選定

公共工事の中から調査対象工事が選定されます。

現場調査の実施

調査票の内容確認のため、会場調査実施前に現場における現況調査が実施されます。

調査票への記入

調査内容を正しく理解し、賃金台帳から調査票に正しく記入します。

会場調査（調査票の確認・提出）

提出した調査票の内容について、調査担当者からヒアリングが行われます。

公共工事設計労務単価の設定

調査結果を基に、次年度の公共工事設計労務単価が設定されます。

公共工事予算の算定

設定された設計労務単価を使用して、次年度の公共工事予算が算定されます。

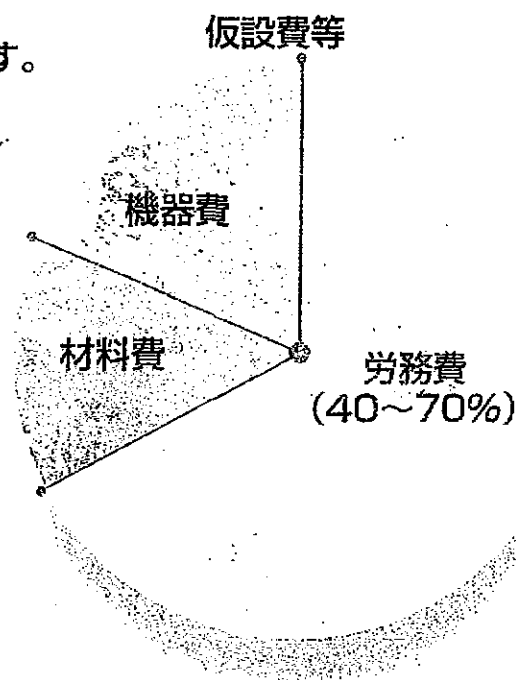
設備工事における労務費の重要性

設備工事は、“人と技術”に支えられています。

設備工事における労務費の占める割合は多大となります。

従って、公共事業労務費調査の結果が工事費の積算に大きな影響を与えます。

直接工事費に占める
労務費の割合



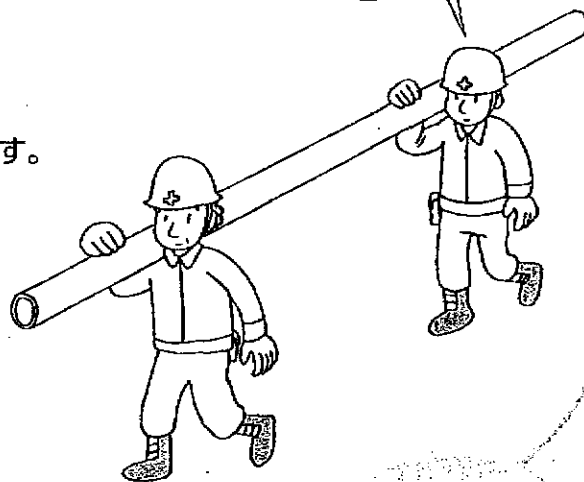
労働者の選定には、
基準があるのですか？

職種と技能レベルに基準があります。

対象職種（手引き記載の50職種）の
雇用されている建設労働者で各職種共

- 1) 相当程度の技能を有し
- 2) 主体的業務を行う者と規定されています。

材料運搬だけでなく、
技能士資格を取って
一人前の配管工になろう



普通作業員

相当程度の技能とは、
経験年数等、どの程度の
判断でしょうか？

1級技能士程度であれば完璧です。

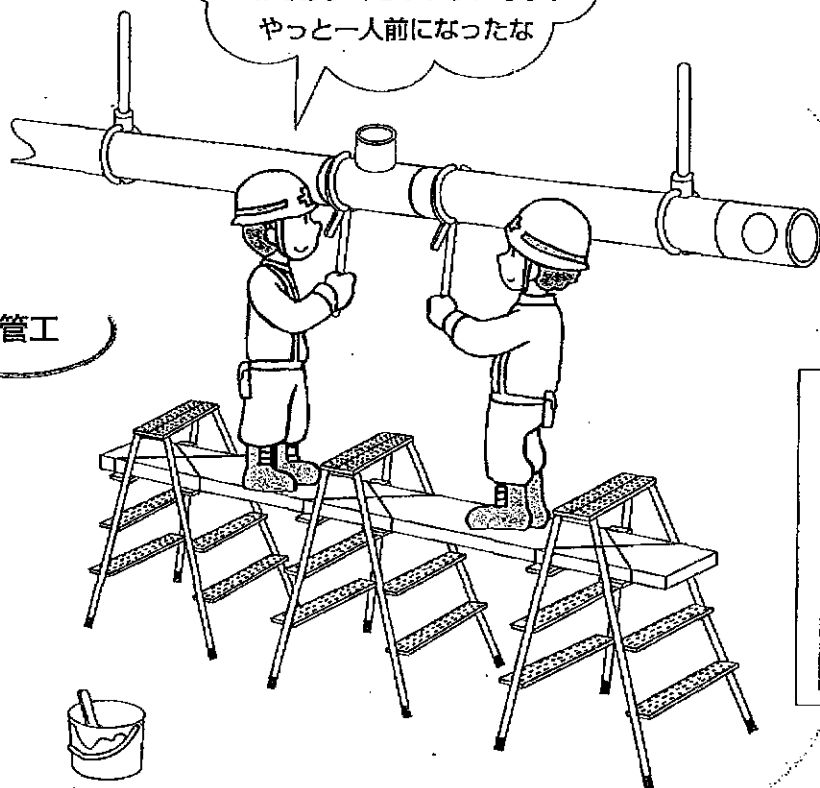
経験年数等で一概に規定することはできませんが、
一人で段取りから加工、取り付けまでできる方を、
「相当程度の技能」として位置づけたいと思います。

職種を適正

配管工・ダクト工・保温工・設備工

寸法取りから、ネジ切り、
吊込み、接続、試験まで、
ひととおりできるようになり、
やっと一人前になったな

配管工



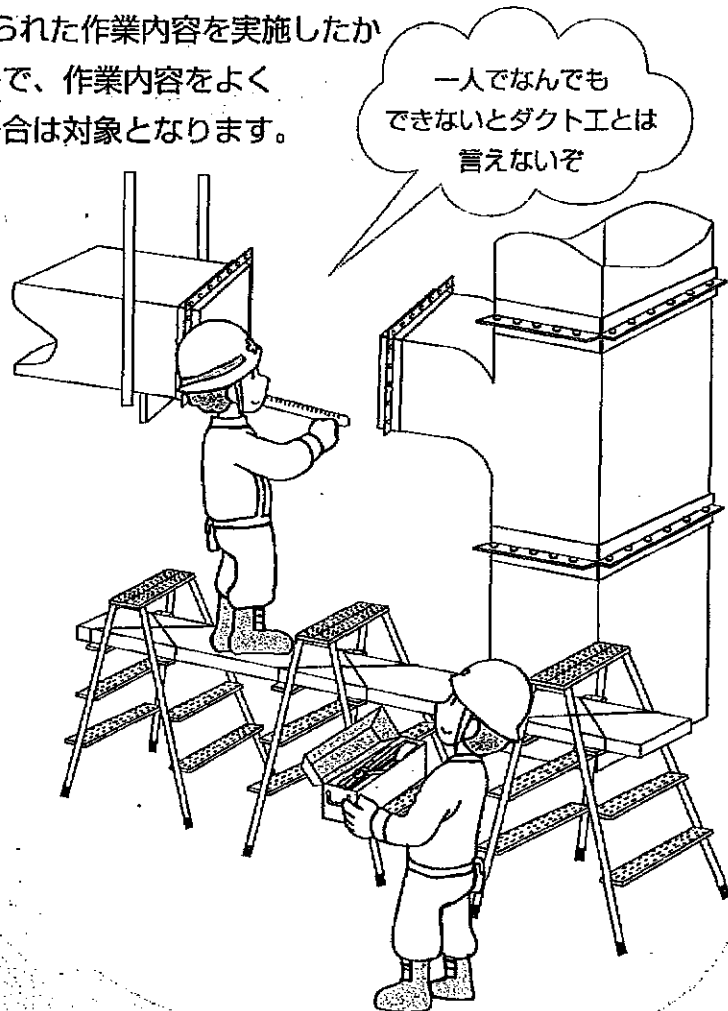
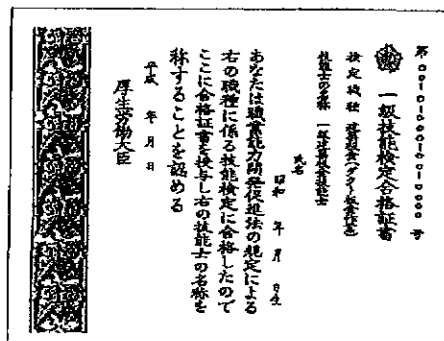
第○○○○○○○○○○号	
一般技能士合格証書	
検査機関 記す	登録番号
姓 名	姓 名
生 年 月 日	生 年 月 日
あなたは職業能力開発促進法の規定による 右の職種に係る技能検定に合格したので ここに合格証書を授与し右の技能士の名称を 称することを認める	
平成 年 月 日	
厚生労働大臣	



アルバイト・見習い・手元・女性・
高齢者の方はどう対応したらよいですか？

名称・性別・年齢に関係なく、
作業内容と技能の程度で判断します。

対象職種（50職種）毎に定められた作業内容を実施したかどうか
が判断基準となりますので、作業内容をよく
吟味し、該当する職種がある場合は対象となります。

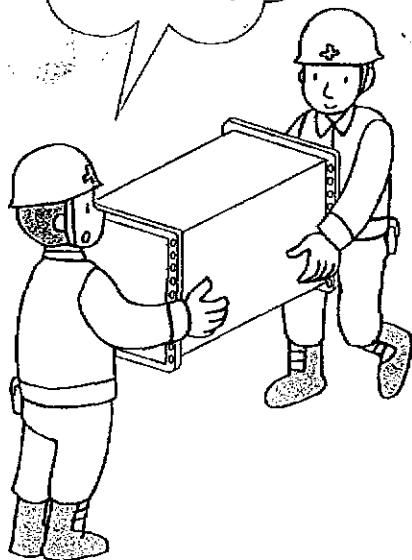


ダクト工

に選ぼう！

成工と普通作業員等を区別しよう。

寸法取り、
板取り、組立て、
取付けを一人でできる
ようがんばろう



普通作業員

作業日報、出勤簿等で報告している
職種と異なってもよいのですか？

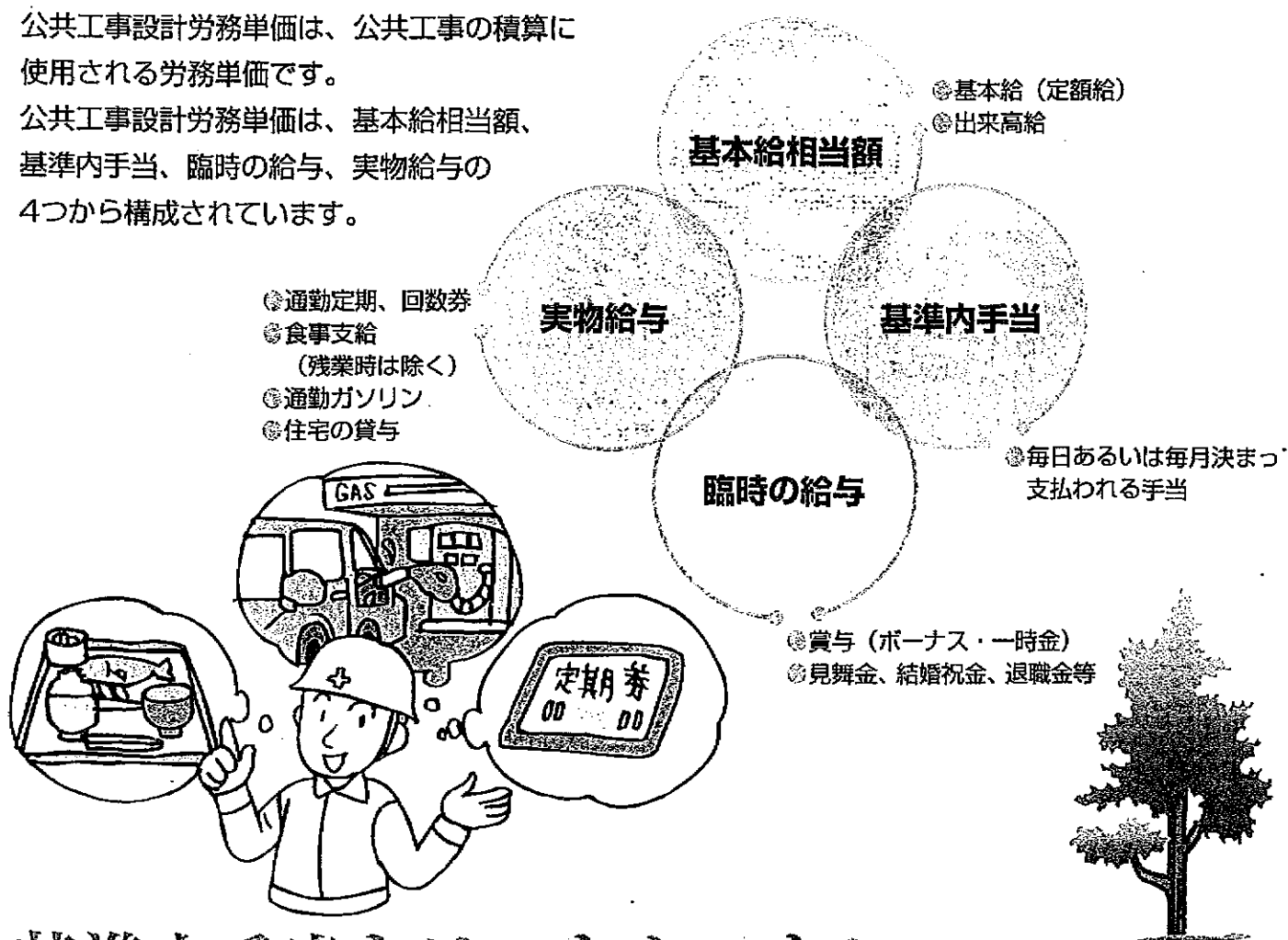
よいです。

例えば配管作業に従事していても、
作業内容の大部分が相当程度の技能を有せず、
普通の技能のみを有するものは、「普通作業員」、
単に単純な作業のみを行う者に限られる場合は
「軽作業員」と判断し、すべてを配管工としないで、
異なる職種としてかまいません。

公共工事設計労務単価とは？

公共工事設計労務単価は、公共工事の積算に使用される労務単価です。

公共工事設計労務単価は、基本給相当額、基準内手当、臨時の給与、実物給与の4つから構成されています。



基準内手当とは、なんですか？

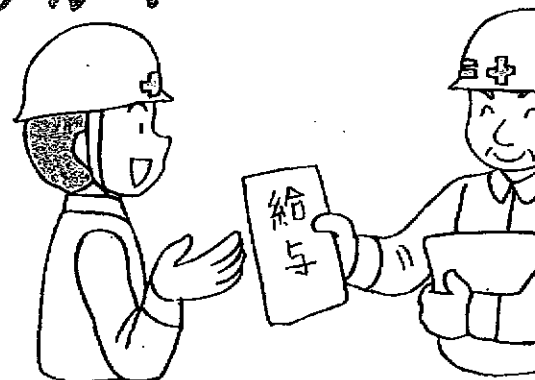
基準内手当

所定の労働時間内における労働、または一定の作業条件における労働に対して、原則として毎日あるいは毎月決まって支払われる手当です。

名称より判断するのではなく、支給基準や支給実態等の実質により判断してください。

基準外手当

- 1) 各職種の建設労働者の通常の作業条件・内容を超えた特殊な労働に対する手当
- 2) 時間外・休日または深夜の割増賃金の代替としての手当
- 3) 使用者の責に帰すべき事由により労働者を休業させたことに対する休業手当
- 4) 労働者持ちの工具・車両の損料等、賃金ではなく経費の負担にあたる手当



家族手当〈扶養手当〉
通勤手当
都市手当〈調整手当〉
住宅手当
現場手当
技能手当
有給休暇手当（日給制の場合）
精勤手当等

基準内手当

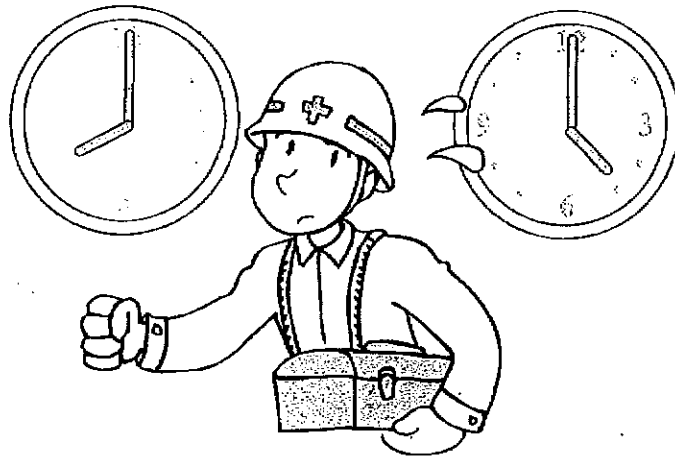
労働時間に注意しよう！

◎調査は一日分ではありません、1ヶ月分が対象です。

◎割増賃金（時間外、休日、深夜）は含みません。

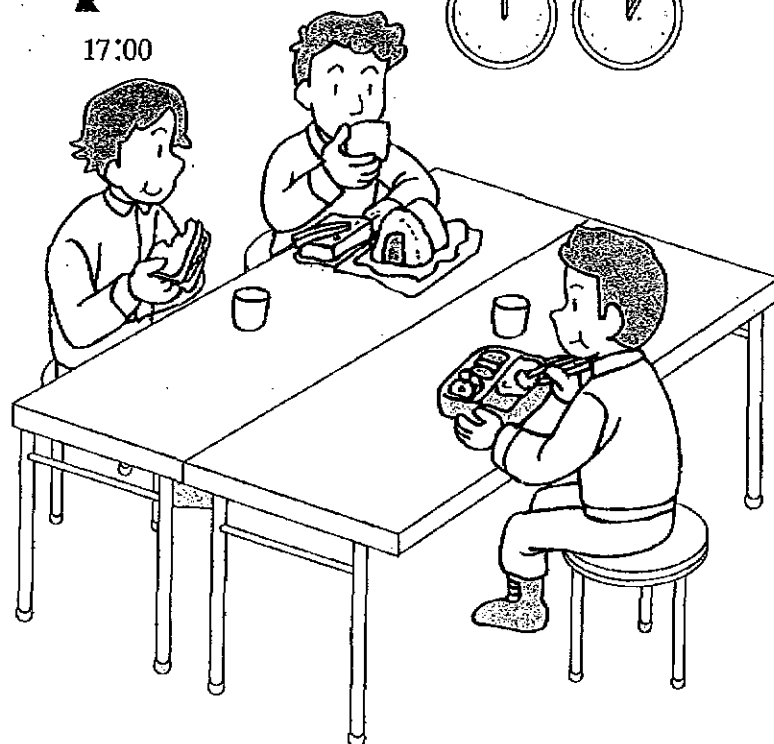
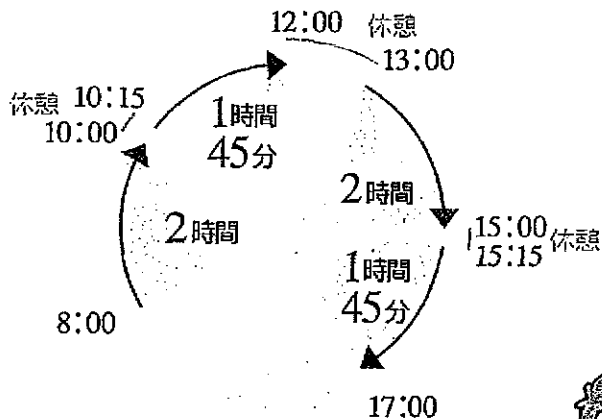
◎労働時間は作業日報、出勤簿等と整合していなければなりません。

今、私は作業中です。
この調査は所定労働時間、
通常8時間以内が対象です。
1週40時間が基本です。



下記の勤務時間の場合、所定労働時間は7時間30分となります

ただし就業規則に規定されていることが前提です。



フット気になるQ&A

二省以外の
公共事業は関係ない
のですか？

関係あります。

公共事業の大半を所管している農林水産省、国土交通省で公共事業労務費調査連絡協議会を組織し、共同で直轄事業、都道府県・政令指定都市の補助事業、公団・公社・事業団等の事業、及び二省以外の協力省庁の直轄事業についても、調査対象物件を選定しています。

この調査は、
どの機関が実施して
いるのですか？

民間団体が実施しています。

公共事業労務費調査連絡協議会から要請・委託されて、民間団体が実施しています。

対象現場は
どのように選定される
のですか？

バランスを考慮しますが、
特に偏りはありません。

二省所管の直轄、および補助事業等の公共工事の中から、工事種類・地域のバランス等を考慮して選定しています。

公共事業の
受注が可能な会社は
どのように回答して
おられるのでしょうか？

実施を適正に回答して下さい。

この調査結果は、公共工事だけでなく、あらゆる一般民間工事の積算にも多方面で利用されていますので、官庁工事受注実績の少ない会社でも適正に答えて下さい。

調査結果は、
どのような工事に
使われるのですか？

公共事業、民間工事のすべての
工事に使われる用途があります。
この設計単価は下記機関の公共事業の工事
費算出に利用されます。

- *公共発注機関
 - *都道府県や政令指定都市の補助事業
- これは刊行物に公共工事設計労務単価として掲載されます。

雇用者が
10人以上で、就業規則等
がなければ
どうでしょうか？

管轄化することが必要です。

所定労働日、休日、所定労働時間、および賃金支払い等の雇用関係を明確にして下さい。

諸手当に関する規定等も併せて、書面化して下さい。

社団法人 日本空調衛生工事業協会(日空衛)

〒104-0041 東京都中央区新富2-8-1

TEL 03-3553-6431(代表) FAX 03-3553-6786

E-mail mail@nikkuei.com

ホームページ <http://www.nikkuei.or.jp>

労務費調査9月分も対象

国交省

トンネル作業員など38職種

国土交通省は、2010年度の公共事業労務費調査で、従来の10月だけでなく、9月分も調査対象とすることを決めた。10月調査では標本数が少なくなると予想されるトンネル作業員や橋梁特殊工など38職種が対象となる。標本数を確保し、賃金支払いの実態により合った標本を集めることで設計労務単価の適正化を図る。

労務費調査は、公共工事の予定価格を積算する際に使用する公共工事設計労務単価を設定するため、毎年10月に国、都道府県、政令市などの公共工事従事者全51職種約20万人の賃金支払いの実態を調査している。

調査の適正化のため、08年度からは免許など資格保有が義務付けられている職種で調査時に免許証などの提示を求め始めた。09年度からは、60歳を超えても工事に従事して

いる労働者が、年金受給を継続するため日当たり賃金を下げて調整している事例があるため、高齢雇用継続給付や在職老齢年金を受給して日当たり賃金を調整している労働者の標本を棄却するなど、より賃金支払いの実態に合ったような取り組みを進めてきた。

調査対象期間である「10月に仕事をしていない」という声があったため、10年度調査では標本数が少ないと予想され、従来どおり

10月の賃金を記入する。調査票に記入した上で、11月に発注者が設置する審査会場で提出を求めた。

出する手順になる。

また、09年度は棄却していた老齢厚生年金と高齢年齢雇用継続給付を受給して日当たり賃金を調整している労働者については、10年度調査では調査対象外とする。

5日の建設関係全国団体向けの説明会では、こうした変更点のほか、標本の適切な分類、棄却率改善に向けた必要書類の準備などを要請し、団体の会員や地方支部への周知を求めた。

10年度調査で9月分の賃金支払いが調査対象となる職種は次のとおり。

- ▽造園工▽法面工▽石工▽ブロック工▽鉄骨工▽塗装工▽溶接工▽潜かん工▽潜かん世話役▽さく岩工▽トンネル特殊工▽トンネル作業員▽トンネル世話役▽橋梁特殊工▽橋梁塗装工▽橋梁世話役▽高級船員▽普通船員▽潜水士▽潜水連絡員▽潜水送気員▽山林砂防工▽軌道工▽大工▽左官▽はり工▽防水工▽板金工▽タイル工▽サッシ工▽屋根ふき工▽内装工▽ガラス工▽建具工▽ダクト工▽保温工▽建築ブロック工▽設備機械工。